

[1] 保険会社およびその子会社等の概況

■主要な事業の内容および組織の構成

保険関連事業	当社が生命保険事業を、明治損害保険(株)が損害保険事業を営んでいるほか、パシフィック・ガーディアン生命保険(株)が生命保険事業を、(株)明治生命保険代理社が生命保険募集業務を、明治生命インターナショナル(香港)(株)、明治生命アメリカ保険サービス(株)が保険仲介業を、(株)明生保険ビューローが契約確認業務を、エムティーンシュアランスサービス(株)が保険代理店業務を営んでいます。	
資産運用関連事業	投資顧問等	明治ドレスナー・アセットマネジメント(株)が投資顧問、投資信託委託業務を、シンガポール明治生命投資(株)が外国有価証券の取得・売却業務を、アメリカ明治生命投資顧問(株)、明治生命インターナショナル(ロンドン)(株)が投融資代行業務を、明治生命キャピタル(株)が株式・債券等への投資、投資事業組合の財産運用および管理を、明治生命リース(株)が機械・機器・設備等のリース業務を、日本確定拠出年金コンサルティング(株)が確定拠出年金制度における運営管理業務を、三菱アセット・ブレインズ(株)が証券投資信託に関する調査・評価および情報提供業務を、明治一アライアンス・キャピタル・コーポレーションが投資顧問業務を営んでいます。
	不動産投資	諸外国において、明治生命リアルティ(USA)(株)、イギリス明治生命不動産(株)、ドイツ明治生命不動産(有)、および明治生命プロパティーズ(USA)(株)が不動産投資業務を営んでいます。
	不動産管理	明生不動産管理(株)が当社所有ビル等の維持・管理業務を、(株)エイ・エス・ビー・ピー・コミュニティが「厚木サテライトビジネスパーク」の維持・管理業務を営んでいます。
事務代行等関連事業	明生システムサービス(株)がソフト開発、コンピュータ運用管理業務を、(株)明治生命スタッフサービスが人材派遣業務、福利厚生事務を、明生ビジネスサービス(株)が生命保険料等の収納代行業務を、明生印刷配送(株)が当社が使用する各種印刷物の印刷・製版・製本加工、梱包業務、書簡・配達業務を、ダイヤモンド・データサービス(株)が保険契約の保全に関する事務等の代行業務を、ジャパン・ペンション・サービス(株)が厚生年金基金・新企業年金等の事務の代行業務を営んでいます。	
研究・ウェルネス関連事業	ウェルネスケア・ネットワーク(株)が介護サービスセンターの受託業務のほか、健康・医療・介護に係る調査・分析・助言業務を、(株)ダイヤモンド・アスレティックスがアスレティッククラブ「スパ白金」「スパ天神」の運営業務を、(株)明治生命フィナンシャルサービス研究所が生活設計・健康関連等に関する調査・研究とそれに係わるコンサルティング業務を、(財)明治生命厚生事業団が健康増進・体位向上に関する諸活動、体力医学研究所の運営および研究助成活動を行なっています。	

■明治生命グループ事業系統図

明治生命保険相互会社

保険関連事業

- 明治損害保険(株)
- パシフィック・ガーディアン生命保険(株) [Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited]
- (株)明治生命保険代理社
- 明治生命インターナショナル(香港)(株) [Meijiseimei International Hong Kong, Limited]
- 明治生命アメリカ保険サービス(株) [Meijiseimei Insurance Agency of America, Inc.]
- (株)明生保険ビューロー
- エムティーインシュアランスサービス(株)

資産運用関連事業

投資顧問等

- 明治ドレスナー・アセットマネジメント(株)
- シンガポール明治生命投資(株) [Meijiseimei Investment Singapore Pte Ltd]
- アメリカ明治生命投資顧問(株) [Meijiseimei Asset Management of America Incorporated]
- 明治生命インターナショナル(ロンドン)(株) [Meijiseimei International, London Limited]
- 明治生命キャピタル(株)
- 明治生命リース(株)
- 日本確定拠出年金コンサルティング(株)
- 三菱アセット・ブレインズ(株)
- 明治-アライアンス・キャピタル・コーポレーション [Meiji-Alliance Capital Corporation]

不動産投資

- 明治生命リアルティー(USA)(株) [Meijiseimei Realty(USA), Inc.]
- イギリス明治生命不動産(株) [Meijiseimei Property U.K. Ltd.]
- ドイツ明治生命不動産(有) [Meijiseimei Property Germany GmbH i.L. (Immobilieninvestitionen)]
- 明治生命プロパティーズ(USA)(株) [Meijiseimei Properties(USA), Inc.]

不動産管理

- 明生不動産管理(株)
- (株)エイ・エス・ビー・ピー・コミュニティ

事務代行等関連事業

- 明生システムサービス(株)
- (株)明治生命スタッフサービス
- 明生ビジネスサービス(株)
- 明生印刷配送(株)
- ダイヤモンド・データサービス(株)
- ジャパン・ペンション・サービス(株)

研究・ウェルネス関連事業

- ウェルネスケア・ネットワーク(株)
- (株)ダイヤモンド・アスレティックス
- (株)明治生命フィナンシャル・サービス研究所
- (財)明治生命厚生事業団

(注) ドイツ明治生命不動産(有)は現在清算手続中です。

■子会社等に関する事項

国内

(平成14年3月31日現在)

会社名	主たる営業所 又は事務所の 所在地	設立年月日	資本金 (百万円)	事業の内容	株式等の総 数等に占め る当社の所 有株式等の 割合	株式等の総 数等に占め る当 社子会社等 の所有株式 等の割合
明治損害保険株式会社	東京都千代田区	平成8年8月8日	30,000	損害保険業	100%	0%
株式会社明治生命保険代理社	東京都渋谷区	昭和54年4月2日	50	生命保険の募集	100%	0%
株式会社明生保険ビューロー	千葉県浦安市	昭和53年7月1日	10	生命保険契約の確認	100%	0%
エムティーインシュアランスサービス株式会社	東京都千代田区	平成8年10月14日	10	保険代理店業	43%	0%
明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社	東京都港区	昭和61年11月15日	1,000	投資顧問業務、投資信託委託業務	51%	0%
明治生命キャピタル株式会社	東京都千代田区	平成4年4月1日	50	ベンチャーキャピタル	20%	70%
明治生命リース株式会社	東京都千代田区	昭和59年3月16日	100	リース	10%	15%
日本確定拠出年金コンサルティング株式会社	東京都千代田区	平成13年3月16日	3,000	確定拠出年金運営管理業	20%	0%
三菱アセット・ブレインズ株式会社	東京都千代田区	平成10年12月25日	480	証券投資信託に関する調査・評価	25%	0%
明生不動産管理株式会社	東京都千代田区	昭和38年4月30日	10	ビル管理	100%	0%
株式会社エイ・エス・ビー・ピー・コミュニティ	神奈川県厚木市	平成6年10月3日	10	ビル管理	63%	0%
明生システムサービス株式会社	東京都千代田区	昭和57年4月1日	100	情報システム開発、管理	10%	0%
株式会社明治生命スタッフサービス	東京都千代田区	昭和59年4月2日	30	人材派遣、福利厚生業務	100%	0%
明生ビジネスサービス株式会社	東京都江東区	昭和58年4月1日	20	金銭収納代行	10%	0%
明生印刷配送株式会社	東京都千代田区	昭和43年4月9日	10	印刷、製本、梱包、配送	100%	0%
ダイヤモンド・データサービス株式会社	東京都江東区	昭和62年4月1日	10	保険契約の保全に関する事務等の代行業務	100%	0%
ジャパン・ベンション・サービス株式会社	大阪府大阪市	平成13年10月1日	2,000	厚生年金基金・新企業年金等の事務の代行業務	33.5%	0%
ウェルネスケア・ネットワーク株式会社	東京都千代田区	平成14年3月7日	342	介護サービスセンターの受託業務のほか、健康・医療・介護に係る調査・分析・助言業務	50%	0%
株式会社ダイヤモンド・アスレティックス	東京都港区	昭和58年7月1日	50	アスレティッククラブの経営	10%	0%
株式会社明治生命フィナンシャルサービス研究所	東京都千代田区	平成3年7月1日	25	調査研究、健康関連等に関する調査研究、コンサルティング	10%	90%
財団法人明治生命厚生事業団	東京都新宿区	昭和37年6月6日	250(基金)	国民の健康増進、体位向上に関する諸活動、研究助成		

海外

(平成14年3月31日現在)

会社名	主たる営業所 又は事務所の 所在地	設立年月日	資本金	事業の内容	株式等の総 数等に占め る当社の所 有株式等の 割合	株式等の総 数等に占め る当 社子会社等 の所有株式 等の割合
Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited	米国ハワイ州ホノルル市	昭和36年8月3日	635 (万米ドル)	生命保険・健康保険業	100%	0%
Meijiseimei International Hong Kong, Limited	中国(香港)	平成元年3月3日	50 (万米ドル)	保険仲介、金融経済調査、投資顧問	100%	0%
Meijiseimei Insurance Agency of America, Inc.	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	昭和62年4月3日	30 (万米ドル)	保険仲介、金融経済調査	100%	0%
Meijiseimei Investment Singapore Pte Ltd	シンガポール共和国シンガポール市	昭和63年4月28日	1,500 (万米ドル)	投資顧問、資本金運用、融資開拓支援	100%	0%
Meijiseimei Asset Management of America Incorporated	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	昭和60年4月9日	830 (万米ドル)	投資顧問、金融経済調査、融資開拓支援	100%	0%
Meijiseimei International, London Limited	英国ロンドン市	昭和62年8月10日	400 (万ポンド)	投資顧問、金融経済調査、融資開拓支援	100%	0%
Meiji-Alliance Capital Corporation	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	平成3年3月27日	10 (万米ドル)	投資顧問	50%	0%
Meijiseimei Realty (USA), Inc.	米国デラウェア州ウィルミントン市	平成10年8月3日	42,660 (万米ドル)	米国における不動産投資	100%	0%
Meijiseimei Property U.K. Ltd.	英国ロンドン市	平成2年5月22日	6,700 (万ポンド)	イギリスにおける不動産投資	100%	0%
Meijiseimei Property Germany GmbH i.L. (Immobilieninvestitionen)	ドイツ連邦共和国ヘッセン州フランクフルト市	平成4年2月12日	7,889 (万ユーロ)	ドイツにおける不動産投資	100%	0%
Meijiseimei Properties (USA), Inc.	米国デラウェア州ウィルミントン市	平成10年8月3日	5,079 (万米ドル)	米国における不動産投資	100%	0%

(注) 1. Pacific Guardian Life Insurance Company, Limitedへの資本参加は昭和51年3月26日です。
2. Meijiseimei Property Germany GmbH i.L. (Immobilieninvestitionen) は現在清算手続中です。

[2] 保険会社およびその子会社等の主要な業務

■平成13年度の事業の概況

平成13年度の日本経済は、年度前半においては、世界経済の低迷のなか、輸出の落ち込みが続き、生産も大幅に減少するなど、厳しさが一段と増す展開となりました。また、年度後半も、設備投資や個人消費の停滞が続き、あわせて、厳しい財政状況下により、経済対策の効果も限定的なものにとどまったことから、内需は低調に推移しました。しかし、年度末にかけては、外需に復調の気配が見え始め、生産もようやく下げ止まり傾向となるなど、景気底入れの兆しが出てきました。

このような情勢のなかで、当社グループは、保険・年金、アセットマネジメント、医療・介護保障をコア事業としながら、お客さまのニーズに対応する取り組みを行なってまいりました。損害保険分野では、平成13年7月より、当社と明治損害保険の間で損害保険業に係る業務の代理（いわゆる募集代理）を開始いたしました。募集代理は、当社自身が明治損害保険の損害保険代理店となり、損保販売をはじめとした生損保一体サービスを強化するものであります。なお、明治損害保険では、平成14年2月に主力の総合自動車保険「MAM」を改定し、お客さまのライフスタイルに応じた商品設計をより可能とする内容とするなど、商品・サービス面の充実にも取り組んでいます。アセットマネジメント分野では、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社が、公的年金を含む国内年金受託額を順調に増加させるとともに、平成13年10月には確定拠出年金向けの投資信託商品を設定し、お客さまに多様な資産運用サービスを提供しています。介護分野では、当社、株式会社NTTデータ、日本興亜損害保険株式会社、松下電器産業株式会社、株式会社ディーシーカードが共同出資し、平成14年3月に「ウェルネスケア・ネットワーク株式会社」を設立するなど、共同事業会社のネットワークを活用してのサービス拡充を実現しました。

この結果、経常収益は3兆1,628億円となりました。このうち、保険料等収入は2兆3,086億円、資産運用収益は4,927億円です。一方、経常費用は3兆1,448億円となりましたが、このうち、保険金等支払金は2兆1,507億円、資産運用費用は4,165億円、事業費は3,112億円です。以上により、経常利益は179億円となりました。

以上の結果、当期純剰余は147億円となりました。

■主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	平成10年度 (自平成10年4月1日 至平成11年3月31日)	平成11年度 (自平成11年4月1日 至平成12年3月31日)	平成12年度 (自平成12年4月1日 至平成13年3月31日)	平成13年度 (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)
経常収益	3,639,876	3,782,066	3,292,317	3,162,878
経常利益	120,296	186,809	179,358	17,985
当期純剰余	30,012	76,043	96,268	14,711
総資産額	17,325,394	16,851,953	17,540,974	17,170,394

(注) 連結財務諸表は、平成10年度から作成しています。

[3] 保険会社およびその子会社等の財産の状況

■ 連結貸借対照表

(単位：百万円、%)

科 目	平成11年度末 (平成12年3月31日現在)		平成12年度末 (平成13年3月31日現在)		平成13年度末 (平成14年3月31日現在)		科 目	平成11年度末 (平成12年3月31日現在)		平成12年度末 (平成13年3月31日現在)		平成13年度末 (平成14年3月31日現在)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)							(負債の部)						
現金及び預貯金	301,912	1.8	155,697	0.9	207,252	1.2	保険契約準備金	15,654,521	92.9	15,416,198	87.9	15,246,786	88.8
コールローン	550,000	3.3	1,035,300	5.9	505,000	2.9	支 払 備 金	69,625		89,947		105,351	
買入金銭債権	4,825	0.0	13,929	0.1	40,280	0.2	責 任 準 備 金	15,058,980		14,839,773		14,703,347	
金 銭 の 信 託	91,830	0.5	43,212	0.2	15,042	0.1	社 員 配 当 準 備 金	525,914		486,477		438,087	
有 価 証 券	8,655,254	51.4	9,554,575	54.5	9,698,337	56.5	代 理 店 借	1	0.0	7	0.0	51	0.0
貸 付 金	5,837,916	34.6	5,477,778	31.2	5,123,246	29.8	再 保 険 借	3,658	0.0	3,985	0.0	3,613	0.0
不動産及び動産	978,685	5.8	1,054,867	6.0	1,064,278	6.2	そ の 他 負 債	586,555	3.5	955,060	5.4	1,027,436	6.0
代 理 店 貸	323	0.0	543	0.0	1,031	0.0	退 職 給 与 引 当 金	86,060	0.5	-	-	-	-
再 保 険 貸	3,919	0.0	4,004	0.0	3,071	0.0	退 職 年 金 引 当 金	55,031	0.3	-	-	-	-
そ の 他 資 産	259,036	1.5	237,100	1.4	458,583	2.7	退 職 給 付 引 当 金	-	-	140,067	0.8	144,131	0.8
繰 延 税 金 資 産	204,819	1.2	493	0.0	89,920	0.5	債 権 売 却 損 失 引 当 金	177	0.0	26	0.0	27	0.0
支 払 承 諾 見 返	26,000	0.2	10,700	0.1	513	0.0	偶 発 損 失 引 当 金	-	-	-	-	4,914	0.0
貸 倒 引 当 金	△62,570	△0.4	△ 47,229	△0.3	△36,165	△0.2	価 格 変 動 準 備 金	84,684	0.5	90,657	0.5	70,386	0.4
							繰 延 税 金 負 債	-	-	38,282	0.2	2,087	0.0
							再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	24,756	0.1	34,373	0.2	37,445	0.2
							支 払 承 諾	26,000	0.2	10,700	0.1	513	0.0
							負 債 の 部 合 計	16,521,447	98.0	16,689,360	95.1	16,537,394	96.3
							(少数株主持分)						
							少 数 株 主 持 分	3,143	0.0	4,071	0.0	3,468	0.0
							(資本の部)						
							基 金	60,000	0.4	80,000	0.5	60,000	0.3
							再 評 価 積 立 金	289	0.0	289	0.0	289	0.0
							基 金 償 却 積 立 金	60,000	0.4	80,000	0.5	100,000	0.6
							再 評 価 差 額 金	43,726	0.3	60,711	0.3	66,137	0.4
							連 結 剰 余 金	222,725	1.3	160,983	0.9	58,759	0.3
							評 価 差 額 金	-	-	482,297	2.7	340,116	2.0
							為 替 換 算 調 整 勘 定	△59,378	△0.4	△ 16,738	△0.1	4,229	0.0
							資 本 の 部 合 計	327,362	1.9	847,543	4.8	629,531	3.7
資 産 の 部 合 計	16,851,953	100.0	17,540,974	100.0	17,170,394	100.0	負 債、少 数 株 主 持 分 及 び 資 本 の 部 合 計	16,851,953	100.0	17,540,974	100.0	17,170,394	100.0

■連結損益計算書

(単位：百万円、%)

科 目	平成11年度 (平成11年4月1日から平成12年3月31日まで)			平成12年度 (平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)			平成13年度 (平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)		
	金	額	百分比	金	額	百分比	金	額	百分比
	経常収益	3,782,066	100.0		3,292,317	100.0		3,162,878	100.0
保険料等収入	2,323,084			2,321,130			2,308,620		
資産運用収益	765,618			515,069			492,781		
利息及び配当金等収入	462,054			408,226			369,606		
金銭の信託運用益	2,827			-			-		
有価証券売却益	263,931			97,038			112,512		
有価証券償還益	2,607			-			0		
特別勘定資産評価益	30,490			-			-		
為替差益	-			1,379			2,053		
その他運用収益	3,707			8,425			8,609		
その他経常収益	693,363			456,117			361,476		
経常費用	3,595,256	95.1		3,112,958	94.6		3,144,892	99.4	
保険金等支払金	2,593,666			2,332,375			2,150,762		
保険金	863,925			683,212			641,709		
年金	110,118			120,512			140,300		
給付金	502,735			547,003			472,500		
解約返戻金	534,990			654,861			628,112		
その他返戻金等	581,896			326,786			268,139		
責任準備金等繰入額	12,492			22,474			16,612		
支払備金繰入額	1,019			20,236			15,361		
責任準備金繰入額	6,413			-			-		
社員配当金積立利息繰入額	5,060			2,238			1,250		
資産運用費用	400,539			156,007			416,562		
支払利息	985			2,708			2,338		
金銭の信託運用損	-			11,393			4,957		
売買目的有価証券運用損	-			-			2,096		
有価証券売却損	158,241			45,979			86,816		
有価証券評価損	144,959			15,219			221,231		
有価証券償還損	44,760			-			-		
特別勘定資産評価損	14,210			-			-		
金融派生商品費用	-			19,302			13,209		
為替差損	9,275			-			-		
貸倒引当金繰入額	11,568			-			7,882		
貸付金償却	-			4,647			12		
賃貸用不動産等減価償却費	9,681			11,296			11,668		
その他運用費用	6,858			20,588			14,809		
特別勘定資産運用損	-			24,870			51,538		
事業費用	304,626			319,562			311,255		
その他経常費用	283,931			282,538			249,699		
経常利益	186,809	4.9		179,358	5.4		17,985	0.6	
特別利益	6,697	0.2		10,502	0.3		37,976	1.2	
不動産動産等処分益	6,537			5,570			13,007		
価格変動準備金戻入額	-			-			20,350		
貸倒引当金戻入額	-			4,708			-		
その他特別利益	160			223			4,618		
特別損失	133,302	3.5		76,386	2.3		66,298	2.1	
不動産動産等処分損	73,267			56,055			37,374		
債権売却損失引当金繰入額	-			0			-		
偶発損失引当金繰入額	-			-			4,914		
価格変動準備金繰入額	5,222			5,439			-		
不動産圧縮損	3			123			246		
社会厚生事業増進助成金	624			702			804		
退職給与引当金繰入額	53,934			-			-		
退職給付会計基準変更時差異処理額	-			13,769			13,753		
その他特別損失	250			296			9,205		
税金等調整前当期純剰余	60,204	1.6		113,473	3.4		△10,336	-	
法人税及び住民税等	10,301	0.3		37,483	1.1		16,614	0.5	
法人税等調整額	△26,310	-		△20,925	-		△41,383	-	
少数株主利益 (△は少数株主損失)	171	0.0		647	0.0		△278	-	
当期純剰余	76,043	2.0		96,268	2.9		14,711	0.5	

■連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成12年度	平成13年度
	(平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)	(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純剰余	113,473	△10,336
賃貸用不動産等減価償却費	11,296	11,668
減価償却費	21,540	21,657
支払備金の増加額	20,322	15,361
責任準備金の増加額	△222,272	△141,156
社員配当準備金積立利息繰入額	2,238	1,250
貸倒引当金の増加額	△15,340	△11,064
退職給付引当金の増加額	△1,023	4,063
偶発損失引当金の増加額	—	4,914
価格変動準備金の増加額	5,973	△20,350
利息及び配当金等収入	△408,226	△369,606
有価証券関係損益	3,079	237,589
支払利息	2,708	2,338
為替差損益	△1,379	△2,053
不動産動産関係損益	53,559	18,424
持分法による投資損益	△39	△30
代理店貸の増加額	△220	△488
再保険貸の増加額	△85	933
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	46,930	△707
代理店借の増加額	5	44
再保険借の増加額	326	△372
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	16,225	26,691
その他	23,866	13,117
小 計	△327,041	△198,112
利息及び配当金等の受取額	385,337	396,574
利息の支払額	△2,578	△2,471
社員配当金の支払額	△162,116	△129,040
その他	△66	—
法人税等の支払額	△12,019	△47,690
営業活動によるキャッシュ・フロー	△118,484	19,259
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
買入金銭債権の取得による支出	△11,880	△263,316
買入金銭債権の売却・償還による収入	2,955	237,024
金銭の信託の増加による支出	△75,748	—
金銭の信託の減少による収入	112,973	23,213
有価証券の取得による支出	△3,012,951	△2,261,054
有価証券の売却・償還による収入	2,871,884	1,622,247
貸付けによる支出	△1,190,032	△1,194,152
貸付金の回収による収入	1,547,721	1,543,744
その他	313,693	△152,665
II① 小 計	558,613	△444,959
(I + II①)	(440,128)	(△425,700)
不動産及び動産の取得による支出	△231,883	△182,674
不動産及び動産の売却による収入	113,121	149,425
連結範囲の変動を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入	—	30
投資活動によるキャッシュ・フロー	439,851	△478,179
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	—	21,392
借入金の返済による支出	△76	△21,577
基金の募集による収入	40,000	—
基金の償却による支出	△20,000	△20,000
基金利息の支払額	△518	△678
その他	—	△227
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,404	△21,092
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	187	615
V 現金及び現金同等物の増加額	340,959	△479,396
VI 現金及び現金同等物期首残高	853,140	1,194,099
VII 除外連結子会社及び子法人等の現金及び現金同等物期末残高	—	2,450
VIII 現金及び現金同等物期末残高	1,194,099	712,252

(現金及び現金同等物の範囲)

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

■連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	平成11年度	平成12年度	平成13年度
	(平成11年4月1日から平成12年3月31日まで)	(平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)	(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)
連結剰余金期首残高	271,632	222,725	160,983
連結剰余金減少高	124,950	158,011	116,935
新規連結による減少高	2,518	—	—
再評価差額金取崩額	—	16,985	5,425
社員配当準備金	61,910	120,440	79,399
基金償却積立金	59,000	20,000	20,000
基金利息	1,446	518	678
役員賞与金	74	66	51
連結除外による減少高	—	—	11,380
当期純剰余	76,043	96,268	14,711
連結剰余金期末残高	222,725	160,983	58,759

■連結財務諸表についての会計監査人の監査報告

当社は、連結財務諸表について、会計監査人の監査を受けています。
平成13年度の監査報告書は以下のとおりです。

会計監査人の監査報告書謄本

<p>監 査 報 告 書</p> <p>平成14年5月24日</p> <p>明治生命保険相互会社 社長 金子 亮太郎 殿</p> <p>朝日監査法人</p> <p>代表社員 公認会計士 堀 内 三 郎 ㊞ 代表社員 公認会計士 清 水 俊 行 ㊞ 関与社員 公認会計士 田 中 輝 彦 ㊞ 関与社員 公認会計士 鈴 木 敏 夫 ㊞</p> <p>当監査法人は、保険業法第110条第2項の規定により作成された明治生命保険相互会社の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。</p> <p>この監査に当たって当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。</p> <p>監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は、「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)の定めるところに準拠しているものと認められた。</p> <p>よって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が明治生命保険相互会社及び連結子会社の平成14年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。</p> <p>会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

(注) 当誌では、上記監査報告書の監査対象となった連結財務諸表の内容をよりご理解いただけるよう、当社の判断に基づき、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して記載しています。

■連結財務諸表の作成方針

	平成11年度 <small>(平成11年4月1日から 平成12年3月31日まで)</small>	平成12年度 <small>(平成12年4月1日から 平成13年3月31日まで)</small>	平成13年度 <small>(平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで)</small>
1. 連結の範囲に関する事項	<p>連結される子会社および子法人等数 12社</p> <p>連結される子会社および子法人等は、株式会社明治生命保険代理社、明生信用保証株式会社、明生システムサービス株式会社、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社、明治ドレスナー投信株式会社、明治損害保険株式会社、Pacific Guardian Life Insurance Co., Ltd.、Meijiseimei Realty of America Inc.、Meijiseimei Property U.K. Ltd.、Meijiseimei Property Germany GmbH (Immobilieninvestitionen)、Meijiseimei Realty(USA)、Inc.、Meijiseimei Properties(USA)、Inc.であります。</p> <p>主要な非連結の子会社および子法人等は、明生ビジネスサービス株式会社であります。</p> <p>非連結の子会社および子法人等は、総資産、売上高、当期損益および剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>	<p>連結される子会社および子法人等数 11社</p> <p>連結される子会社および子法人等は、株式会社明治生命保険代理社、明生信用保証株式会社、明生システムサービス株式会社、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社、明治損害保険株式会社、Pacific Guardian Life Insurance Co., Ltd.、Meijiseimei Realty of America Inc.、Meijiseimei Property U.K. Ltd.、Meijiseimei Property Germany GmbH (Immobilieninvestitionen)、Meijiseimei Realty(USA)、Inc.、Meijiseimei Properties(USA)、Inc.であります。</p> <p>主要な非連結の子会社および子法人等は、明生ビジネスサービス株式会社であります。</p> <p>非連結の子会社および子法人等は、総資産、売上高、当期損益および剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>	<p>連結される子会社および子法人等数 9社</p> <p>連結される子会社および子法人等は、株式会社明治生命保険代理社、明生システムサービス株式会社、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社、明治損害保険株式会社、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited.、Meijiseimei Property U.K. Limited.、Meijiseimei Property Germany GmbH (Immobilieninvestitionen)、Meijiseimei Realty(USA)、Inc.、Meijiseimei Properties(USA)、Inc.であります。</p> <p>主要な非連結の子会社および子法人等は、明生ビジネスサービス株式会社であります。</p> <p>非連結の子会社および子法人等は、総資産、売上高、当期損益および剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1)持分法適用の関連法人等数 1社 会社名 明生リース株式会社</p> <p>(2)持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等（明生ビジネスサービス株式会社ほか）ならびに関連法人等（三菱アセット・ブレインズ株式会社ほか）については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>	<p>(1)持分法適用の関連法人等数 1社 会社名 明治生命リース株式会社</p> <p>(2)持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等（明生ビジネスサービス株式会社ほか）ならびに関連法人等（三菱アセット・ブレインズ株式会社ほか）については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>	<p>(1)持分法適用の関連法人等数 1社 会社名 明治生命リース株式会社</p> <p>(2)持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等（明生ビジネスサービス株式会社ほか）ならびに関連法人等（三菱アセット・ブレインズ株式会社ほか）については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>

	平成11年度 <small>(平成11年4月1日から平成12年3月31日まで)</small>	平成12年度 <small>(平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)</small>	平成13年度 <small>(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)</small>
3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項	連結される子会社および子法人等のうち、在外子会社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	連結される子会社および子法人等のうち、在外子会社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	連結される子会社および子法人等のうち、在外子会社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 連結される子会社および子法人等の資産および負債の評価に関する事項	連結される子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法によっております。	連結される子会社および子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法によっております。	連結される子会社および子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法によっております。
5. 連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定は発生年度に全額償却しております。	連結調整勘定は発生しておりません。	連結調整勘定は発生しておりません。
6. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。	連結剰余金計算書は、連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。	連結剰余金計算書は、連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。

■注記事項

連結貸借対照表関係

保険会社およびその子会社等の状況

平成11年度 <small>(平成12年3月31日現在)</small>	平成12年度 <small>(平成13年3月31日現在)</small>	平成13年度 <small>(平成14年3月31日現在)</small>
<p>1. 親会社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1) 取引所の相場のある有価証券のうち、株式、外国証券(円貨建外国債券を除く)、その他の証券および外貨建国内債券、転換社債、新株引受権付社債、金銭の信託を構成する有価証券の評価は、移動平均法による低価法によっております。</p> <p>また、上記以外の取引所の相場のある有価証券の評価は、移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) 保険業法第118条の規定による特別勘定に属する取引所の相場のある有価証券のうち、株式および外国証券に含まれる外国株式の評価は、個人保険の特別勘定および団体年金保険の年金福祉事業団の特別勘定にあっては、移動平均法による低価法および保険業法第119条の規定による時価により、その他の団体年金保険の特別勘定にあっては、移動平均法による低価法によっております。</p> <p>また、特別勘定に属する上記以外の取引所の相場のある有価証券の評価は、移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>1. 親会社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。</p> <p>有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第13項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の2第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては時価法、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>2. 親会社のデリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>3. 親会社は土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>1. 親会社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。</p> <p>有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の2第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>3. 親会社は土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>

平成11年度 (平成12年3月31日現在)	平成12年度 (平成13年3月31日現在)	平成13年度 (平成14年3月31日現在)
<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に実行補正等の合理的な調整を行って算定</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △19,434百万円</p> <p>2. 親会社の保有する不動産及び動産の減価償却の方法は、建物については定額法により、動産については定率法によっております。</p> <p>3. 親会社の採用する外貨建資産等の本邦通貨への換算は、外貨建短期金銭債権債務は、決算時の為替相場により円換算し、取引所の相場のない外貨建有価証券および外貨建長期金銭債権債務は、取得時または発生時の為替相場により円換算しております。</p> <p>なお、法人税法に規定する為替相場の著しい変動がある、取引所の相場のない外貨建公社債および外貨建長期金銭債権債務については、3月中の平均為替相場により円換算しております。ただし、3月中の平均為替相場が決算時の為替相場を下回る場合は決算時の為替相場により円換算しております。</p> <p>4. 親会社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、和議等法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定(租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む)として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、親会社は、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付貸付金等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,537百万円であります。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に実行補正等の合理的な調整を行って算定</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △19,434百万円</p> <p>4. 親会社の保有する不動産及び動産の減価償却の方法は、建物については定額法により、動産については定率法によっております。</p> <p>5. 親会社の採用する外貨建資産等の本邦通貨への換算は、外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式は除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。</p> <p>6. 親会社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定(租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む)として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、親会社は、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付貸付金等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,453百万円であります。</p> <p>7. 親会社の退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当連結会計年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に実行補正等の合理的な調整を行って算定</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △48,567百万円</p> <p>4. 親会社の保有する不動産及び動産の減価償却の方法は、建物については定額法により、動産については定率法によっております。</p> <p>5. 外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式は除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。</p> <p>6. 親会社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付貸付金等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,130百万円であります。</p> <p>7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当連結会計年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p>

平成11年度 (平成12年3月31日現在)	平成12年度 (平成13年3月31日現在)	平成13年度 (平成14年3月31日現在)
<p>5. 親会社の退職給与引当金は、従来、期末要支給額の40%相当額を計上しておりますが、当年度より期末要支給額の100%を計上する方法に変更いたしました。この変更により、従来の方法に比べて、経常利益は2,434百万円増加し、税引前当期純剰余は51,499百万円減少しております。</p> <p>6. 退職年金引当金は、親会社の役員に対する年金の支払に備えて、年金給付現価総額を計上しております。</p> <p>7. 債権売却損失引当金は、商法第287条ノ2の規定に基づく引当金であり、親会社が(株)共同債権買取機構へ売却した債権に係るものであります。</p> <p>8. 親会社および明治損害保険(株)の価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p> <p>9. 親会社ならびに国内の連結される子会社および子法人等は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>10. 親会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方法により計算しております。</p> <p>(1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣および大蔵大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)</p> <p>(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>11. 親会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。</p> <p>12. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p> <p>13. 親会社および明治損害保険(株)の貸倒引当金は、従来、貸借対照表の負債の部に計上していましたが、保険業法施行規則の改正にともない、当年度より、資産の部に計上することといたしました。</p> <p>14. 親会社は土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>	<p>8. 親会社は当連結会計年度より、従来からの退職給与引当金および退職年金引当金は、退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>9. 債権売却損失引当金は、商法第287条の2の規定に基づく引当金であり、株式会社共同債権買取機構へ売却した債権に係るものであります。</p> <p>10. 親会社および明治損害保険株式会社の価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p> <p>11. 親会社ならびに国内の連結される子会社および子法人等は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>12. 親会社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュフローのヘッジとして金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>13. 親会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。</p> <p>(1) 標準責任準備金の対象契約については内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)</p> <p>(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>14. 親会社の危険準備積立金は、保険業法施行規則附則第11条第2項の規定により計上しております。</p> <p>15. 親会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p> <p>16. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p>	<p>8. 債権売却損失引当金は、商法第287条の2の規定に基づく引当金であり、株式会社共同債権買取機構へ売却した債権に係るものであります。</p> <p>9. 偶発損失引当金は、商法第287条の2の規定に基づく引当金であり、債権流動化等に伴い将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>10. 親会社および明治損害保険株式会社の価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。</p> <p>11. 親会社ならびに国内の連結される子会社および子法人等は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>12. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年1月22日)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュフローのヘッジとして金利スワップの特例処理を行い、外貨建債券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。なお、時価ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比較分析によっております。</p> <p>13. 親会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。</p> <p>(1) 標準責任準備金の対象契約については内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)</p> <p>(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式</p> <p>14. 親会社の危険準備積立金は、保険業法施行規則附則第11条第2項の規定により計上しております。</p> <p>15. 親会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。</p> <p>16. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p>

平成11年度 (平成12年3月31日現在)	平成12年度 (平成13年3月31日現在)	平成13年度 (平成14年3月31日現在)
<p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定</p> <p>15. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は117,922百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。 貸付金のうち、破綻先債権額は656百万円、延滞債権額は45,248百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元金または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元金または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図る事を目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は3,063百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は68,955百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図る事を目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。 上記4.の直接減額による取立不能見込額は、破綻先債権額は4,309百万円、延滞債権額は23,227百万円あります。 親会社は当年度より資産の自己査定の結果に基づき破綻先、実質破綻先および破綻懸念先とした債務者に対する貸付金の未収利息を収益不計上としました。この変更により、延滞債権額には、従来採用していた税法基準によれば、3ヵ月以上延滞債権となるもの3,513百万円、貸付条件緩和債権となるもの27,662百万円、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権のいずれにも該当しないもの630百万円が含まれております。</p> <p>16. 不動産及び動産の減価償却累計額は342,402百万円あります。</p> <p>17. 保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は1,117,837百万円あります。 なお、負債の額も同額であります。</p> <p>18. 明治損害保険(株)の保険業法第113条第1項前段の規定により資産の部に計上した金額は5,282百万円あります。</p>	<p>17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、44,159百万円あります。 なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。 貸付金のうち、破綻先債権額は3,336百万円、延滞債権額は18,232百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元金または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元金または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図る事を目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は22,589百万円あります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図る事を目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。 上記6.の直接減額による取立不能見込額は、破綻先債権額は11,749百万円、延滞債権額は16,703百万円あります。</p> <p>18. 不動産及び動産の減価償却累計額は347,447百万円あります。</p> <p>19. 保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は、1,068,990百万円あります。 なお、同勘定の負債の額も同額であります。</p> <p>20. 保険業法第55条第2項第6号に規定する純資産の額は、471,267百万円あります。</p> <p>21. 明治損害保険株式会社の保険業法第113条第1項前段の規定により資産の部に計上した金額は4,401百万円あります。</p>	<p>17. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、29,018百万円あります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。 貸付金のうち、破綻先債権額は1,251百万円、延滞債権額は16,484百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元金または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元金または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図る事を目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は11,282百万円あります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図る事を目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。 上記6.の直接減額による取立不能見込額は、破綻先債権額は15,395百万円、延滞債権額は7,734百万円あります。</p> <p>18. 不動産及び動産の減価償却累計額は359,194百万円あります。</p> <p>19. 保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は、832,165百万円あります。 なお、同勘定の負債の額も同額であります。</p> <p>20. 保険業法第55条第2項第6号に規定する純資産の額は、336,010百万円あります。</p> <p>21. 明治損害保険株式会社の保険業法第113条繰延資産の金額は、定款の規定に基づき毎連結会計年度その一部を償却しておりますが、当連結会計年度においてはそ</p>

平成11年度 (平成12年3月31日現在)

平成12年度 (平成13年3月31日現在)

平成13年度 (平成14年3月31日現在)

19. 貸借対照表に計上した不動産及び動産のほか、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機およびその周辺機器等があります。
20. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|------------|
| 前年度末現在高 | 613,081百万円 |
| 前年度剰余金よりの繰入額 | 61,910百万円 |
| 当年度社員配当金支払額 | 154,662百万円 |
| 利息による増加 | 5,060百万円 |
| 当年度末現在高 | 525,390百万円 |

21. 親会社の外貨建資産の額は、955,953百万円です。
- (主な外貨額 4,244百万米ドル、2,994百万ユーロ)
- 親会社の外貨建負債の額は、2,555百万円です。
- (主な外貨額 21百万米ドル)

22. 親会社は基金59,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

23. 担保に供されている資産は、71,414百万円です。

24. 親会社の金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における親会社の今後の負担見積額は12,436百万円(※)です。
- なお、当該負担額は拠出した年度の事業費として処理しております。

25. 親会社の保険業法第259条の規定に基づく保険契約者保護機構に対する当年度末における親会社の今後の負担見積額は35,159百万円です。
- なお、当該負担額は拠出した年度の事業費として処理しております。

22. 貸借対照表に計上した不動産及び動産のほか、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機およびその周辺機器等があります。
23. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------|------------|
| 前連結会計年度末現在高 | 525,390百万円 |
| 前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額 | 120,752百万円 |
| 当連結会計年度社員配当金支払額 | 161,903百万円 |
| 利息による増加 | 2,238百万円 |
| 当連結会計年度末現在高 | 486,477百万円 |

24. 親会社の外貨建資産の額は、1,070,696百万円です。
- (主な外貨額 4,030百万ユーロ、3,550百万米ドル)
- 親会社の外貨建負債の額は、2,793百万円です。
- (主な外貨額 20百万米ドル)

25. 親会社は保険業法第60条の規定により基金を40,000百万円新たに募集いたしました。

26. 親会社の基金の償却額は20,000百万円です。

27. 担保に供されている資産は、62,868百万円です。

28. 親会社の消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を除く)は、従来「有価証券」中の貸付有価証券に計上しておりましたが、当連結会計年度より「有価証券」中の株式に計上しております。なお、消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む)の貸借対照表価額は、809,429百万円です。

29. 親会社の貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、10,272百万円です。

30. 親会社の金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当連結会計年度末における親会社の今後の負担見積額は12,291百万円です。

- なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

31. 親会社の保険業法第259条の規定に基づく保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における親会社の今後の負担見積額は40,547百万円です。
- なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

32. 親会社の退職給付債務に関する事項は次のとおりです。

(1) 退職給付債務およびその内訳	
イ. 退職給付債務	△ 288,763百万円
ロ. 年金資産	105,522百万円
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△ 183,241百万円
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	55,005百万円
ホ. 未認識数理計算上の差異	3,551百万円

の全額を一括して償却する方法に変更しております。

この結果、従来の方によった場合に比べ、経常利益は880百万円増加、税金等調整前当期純剰余は3,521百万円減少しております。

22. 貸借対照表に計上した不動産及び動産のほか、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機およびその周辺機器等があります。
23. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりです。
- | | |
|--------------------|------------|
| 前連結会計年度末現在高 | 486,477百万円 |
| 前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額 | 79,399百万円 |
| 当連結会計年度社員配当金支払額 | 129,040百万円 |
| 利息による増加 | 1,250百万円 |
| 当連結会計年度末現在高 | 438,087百万円 |

24. 外貨建資産の額は、1,725,424百万円です。
- (主な外貨額 8,219百万米ドル、3,990百万ユーロ)
- 外貨建負債の額は、2,566百万円です。
- (主な外貨額 12百万米ドル)

25. 基金の償却額は20,000百万円です。

26. 担保に供されている資産は、51,046百万円です。

27. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む)の貸借対照表価額は、605,825百万円です。

28. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、65,408百万円です。

29. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は10,604百万円です。

- なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

30. 保険業法第259条の規定に基づく保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は36,503百万円です。
- なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

31. 退職給付債務に関する事項は次のとおりです。

(1) 退職給付債務およびその内訳	
イ. 退職給付債務	△ 282,511百万円
ロ. 年金資産	112,512百万円
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△ 169,999百万円
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	41,355百万円
ホ. 未認識数理計算上の差異	8,641百万円

(※) 生命保険契約者保護機構からの訂正連絡に基づき、平成11年度の「今後の負担見積額」を訂正しております。

平成11年度 (平成12年3月31日現在)	平成12年度 (平成13年3月31日現在)	平成13年度 (平成14年3月31日現在)
<p>26. 繰延税金資産の総額は、204,819百万円であります。</p> <p>繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金68,224百万円、価格変動準備金30,605百万円、貸倒引当金24,706百万円、退職給与引当金22,627百万円および退職年金引当金19,893百万円であります。</p> <p>当年度における親会社の法定実効税率は36.15%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率26.63%（税引前当期剰余から、税務上損金と認められる剰余金処分による社員配当準備金繰入額を控除した金額を基に計算しております。）との間の差異は、軽微であります。</p>	<p>△. 未認識過去勤務債務 △ 2,068百万円 卜. 貸借対照表計上額純額(八十二十ホ+ヘ) △ 126,751百万円 チ. 前払年金費用 12,957百万円 リ. 退職給付引当金 △ 139,709百万円</p> <p>(2) 退職給付債務等の計算基礎</p> <p>イ. 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ロ. 割引率 3.0% ハ. 期待運用収益率 3.0% ニ. 会計基準変更時差異の処理年数 5年 ホ. 数理計算上の差異の処理年数 10年 ヘ. 過去勤務債務の額の処理年数 10年</p> <p>33. 繰延税金資産の総額は、238,434百万円、繰延税金負債の総額は、276,223百万円であります。</p> <p>繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金103,773百万円、退職給付引当金40,635百万円、価格変動準備金32,571百万円、有価証券評価損19,855百万円および貸倒引当金18,463百万円であります。</p> <p>繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額273,063百万円であります。</p> <p>当連結会計年度における親会社の法定実効税率は36.15%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率48.60%（税金等調整前当期純剰余から、税務上損金と認められる剰余金処分による社員配当準備金繰入額を控除した金額を基に計算しております。）との間の差異の主な内訳は、評価性引当額（繰越欠損金等の税効果）4.30%、交際費等永久に損金算入されない項目3.36%等であります。</p>	<p>△. 未認識過去勤務債務 △ 1,844百万円 卜. 貸借対照表計上額純額(八十二十ホ+ヘ) △ 121,847百万円 チ. 前払年金費用 22,284百万円 リ. 退職給付引当金 △ 144,131百万円</p> <p>(2) 退職給付債務等の計算基礎</p> <p>イ. 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ロ. 割引率 3.0% ハ. 期待運用収益率 3.0% ニ. 会計基準変更時差異の処理年数 5年 ホ. 数理計算上の差異の処理年数 10年 ヘ. 過去勤務債務の額の処理年数 10年</p> <p>32. 繰延税金資産の総額は、289,784百万円、繰延税金負債の総額は、201,952百万円であります。</p> <p>繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金99,790百万円、有価証券評価損82,093百万円、退職給付引当金40,761百万円、価格変動準備金25,208百万円および貸倒引当金15,927百万円であります。</p> <p>繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額192,564百万円であります。</p>

連結損益計算書関係

平成11年度 (平成11年4月1日から平成12年3月31日まで)	平成12年度 (平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)	平成13年度 (平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)
	<p>1. 当連結会計年度から金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」平成11年1月22日企業会計審議会）を適用し、有価証券等の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法およびヘッジ会計の評価の方法等を変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益が179,902百万円、税金等調整前当期純剰余も同額、それぞれ増加しております。</p> <p>2. 当連結会計年度から退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）を適用しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益が22,541百万円、税金等調整前当期純剰余が8,771百万円、それぞれ増加しております。</p> <p>3. 当連結会計年度から改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準」企業会計審議会 平成11年10月22日）を適用しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益が1,531百万円、税金等調整前当期純剰余も同額、それぞれ増加しております。</p> <p>4. 親会社は当連結会計年度から金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」平成11年1月22日企業会計審議会）の適用に伴う保険業法施行規則の改正により損益計算書の作成に関して記載方法を変更いたしました。その主な内容は次のとおりであります。</p>	

平成11年度 (平成11年4月1日から 平成12年3月31日まで)	平成12年度 (平成12年4月1日から 平成13年3月31日まで)	平成13年度 (平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで)																										
	<p>(1) 従来、「有価証券償還損益」として表示しておりました公社債に係る金利調整差額を「利息及び配当金等収入」に含めて計上しております。</p> <p>(2) 金銭の信託から生じる全ての収益・費用を「金銭の信託運用損」といたしました。</p> <p>(3) デリバティブ取引に係る収益・費用は「金融派生商品費用」といたしました。</p> <p>(4) 従来、資産運用収益、資産運用費用科目に含まれておりました特別勘定に係る収益・費用を「特別勘定資産運用損」といたしました。</p> <p>5. 親会社の退職給付費用の総額は、28,809百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりです。</p> <table> <tr> <td>イ. 勤務費用</td> <td>8,820百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ. 利息費用</td> <td>8,862百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益</td> <td>△ 2,851百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td>13,751百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>394百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 過去勤務債務の費用処理額</td> <td>△ 167百万円</td> </tr> </table>	イ. 勤務費用	8,820百万円	ロ. 利息費用	8,862百万円	ハ. 期待運用収益	△ 2,851百万円	ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	13,751百万円	ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	394百万円	ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△ 167百万円	<p>1. 退職給付費用の総額は、29,455百万円あります。なお、その内訳は以下のとおりです。</p> <table> <tr> <td>イ. 勤務費用</td> <td>9,018百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ. 利息費用</td> <td>8,628百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ. 期待運用収益</td> <td>△ 3,166百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td>13,753百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ. 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td>1,001百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 過去勤務債務の費用処理額</td> <td>△ 223百万円</td> </tr> <tr> <td>ト. その他</td> <td>443百万円</td> </tr> </table>	イ. 勤務費用	9,018百万円	ロ. 利息費用	8,628百万円	ハ. 期待運用収益	△ 3,166百万円	ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	13,753百万円	ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	1,001百万円	ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△ 223百万円	ト. その他	443百万円
イ. 勤務費用	8,820百万円																											
ロ. 利息費用	8,862百万円																											
ハ. 期待運用収益	△ 2,851百万円																											
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	13,751百万円																											
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	394百万円																											
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△ 167百万円																											
イ. 勤務費用	9,018百万円																											
ロ. 利息費用	8,628百万円																											
ハ. 期待運用収益	△ 3,166百万円																											
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	13,753百万円																											
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	1,001百万円																											
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△ 223百万円																											
ト. その他	443百万円																											

■セグメント情報

平成13年度（平成13年4月1日から平成14年3月31日まで）、平成12年度（平成12年4月1日から平成13年3月31日まで）および平成11年度（平成11年4月1日から平成12年3月31日まで）において、当社および連結子会社は、生命保険事業以外に損害保険事業等を営んでいますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報の記載を省略しています。

■リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成11年度末	平成12年度末	平成13年度末
破綻先債権額	656	3,336	1,251
延滞債権額	45,248	18,232	16,484
3ヵ月以上延滞債権額	3,063	—	—
貸付条件緩和債権額	68,955	22,589	11,282
合 計	117,922	44,159	29,018
(貸付残高に対する比率)	(2.02)	(0.81)	(0.57)

- (注) 1. 破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、平成11年度末が破綻先債権額4,309百万円、延滞債権額23,227百万円、平成12年度末が破綻先債権額11,749百万円、延滞債権額16,703百万円、平成13年度末が破綻先債権額15,395百万円、延滞債権額7,734百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（未収利息不計上貸付金）のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、商法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

■子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

明治損害保険株式会社

(単位：百万円)

項 目	平成12年度末	平成13年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	40,391	36,585
① 資本の部合計	31,549	29,023
② 価格変動準備金	23	13
③ 異常危険準備金	1,660	1,974
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券の評価差額(税効果控除前)×90%	6,501	5,197
⑥ 土地含み損益×85%	656	377
⑦ 負債性資本調達手段等(劣後ローン、劣後債等)	—	—
⑧ 控除項目	—	—
⑨ その他(保険契約準備金の一部、税効果相当額等)	—	—
(B) リスクの合計額 $\sqrt{⑩^2 + (⑫ + ⑬)^2} + ⑭ + ⑮$	3,052	2,876
⑩ 一般保険リスク相当額	926	1,045
⑪ 巨大災害リスク相当額	1,084	1,059
⑫ 予定利率リスク相当額	17	18
⑬ 資産運用リスク相当額	1,594	1,339
⑭ 経営管理リスク相当額	108	103
ソルベンシー・マージン比率		
$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,646.9 %	2,543.7 %

(単位：百万円)

項 目	平成11年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	43,699
リスクの合計額 (B)	2,053
ソルベンシー・マージン比率	
$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	4,256.6 %

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条および第190条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 平成13年金融庁告示第19号により、ソルベンシー・マージン総額およびリスクの合計額の算出基準が一部変更されていますので、平成11年度末および平成12年度末の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されています。
3. 「資本の部合計」には社外流出予定額、繰延資産およびその他有価証券の評価差額金を除いた金額を記載しています。
4. 「控除項目」は、平成8年大蔵省告示第50号第1条の2に規定する他の保険会社又は保険業法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる子会社等の資本調達手段について、意図的な保有相当額があればこれを記載しますが、当社では該当項目はありません。